

群馬県中山間地域等総合振興対策事業費補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 31 日制定

改正 平成 19 年 3 月 23 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 農業事務所長（以下「所長」という。）は、群馬県中山間地域等総合振興対策事業実施要領（平成 18 年 3 月 31 日付け地農第 6 2 4－1 0 0 1 号、以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年群馬県規則第 6 8 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第 2 第 1 に規定する事業の補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第 3 この補助金の対象となる者は、別表に掲げる事業ごとに実施要領で定めるところによる。

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付申請)

第4 規則第4条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を所長に提出するものとする。

2 申請者は、1の申請書を提出するにあたって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 所長が交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の遂行において第3の2の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、補助事業者は所長に報告し、警察に通報すること。

(2) その他、所長が必要と認める条件

(変更承認申請)

第5 規則第9条第1項第1号の規定に基づき、経費の配分または事業の内容の変更について所長の承認を受けようとするときは、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を所長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6 規則第9条第1項第1号の所長があらかじめ認める軽微な変更は、申請書の記載事項につき別表のとおりとする。

(指示申請)

第7 規則第9条第2項の規定に基づき所長の指示を受けようとするときには、補助事業が予定の期間内に完了しない理由または補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を所長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第3号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20

日までに所長に提出しなければならない。

ただし、所長が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(概算払)

第9 規則第7条第2項の規定による概算払を受けようとするときは、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を所長に提出するものとする。

(実績報告)

第10 規則第11条に規定する実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、正副2部を所長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、原則として補助事業完了後2ヶ月以内又は交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とするが、所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

3 第4の2のただし書により交付の申請をした場合には、1の実績報告書を提出するにあたって、第4の2のただし書きに該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 第4の2のただし書きにより交付の申請をした場合は、1の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（3の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第11 規則及びこの要綱に定めることのほか、補助事業等の遂行に関し、必要な事項は、所長が指示するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 群馬県新グリーン・ツーリズム総合推進対策事業費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
(1) 地域連携システム整備	市町村等がグリーン・ツーリズム受入体制整備を目的として行う事業に要する次の経費 (1) 地域連携システム整備推進体制整備費 (2) ワークショップ活動を通じた地域連携システム構築費	当該事業に要する経費の2分の1以内	事業費または補助金の30%を超える増減	事業主体の変更
(2) 子どもたちの農業・農村体験学習推進	市町村等が子どもたちの農業・農村体験学習推進を目的として行う事業に要する次の経費 (1) 実践活動費 (2) 実践活動用機材等整備費	当該事業に要する経費の2分の1以内		
(3) グリーン・ツーリズム・キャラバン支援	市町村等がグリーン・ツーリズム普及等を目的として行う事業に要する次の経費 (1) 交流イベント等の開催 (2) 体験メニュー等の開発のための調査・研究等 (3) 都市ニーズの把握のための調査・研究等 (4) ホームページ開設 (5) マスコミ等への宣伝 (6) 市民農園、観光農園、体験農園等の開設のための調査・研究等 (7) 環境教育等学校教育との連携のための調査・研究等	当該事業に要する経費の3分の2以内 (事業主体が市町村の場合は2分の1以内)		
中山間地域活性化支援	中山間地域等直接支払制度における協定締結集落または協定締結集落連携組織が行う次の活動 (1) 地域特産品の販売促進のためのマーケティング活動 (2) 直売所メニュー及び地域特産品の開発 (3) 地域資源の加工製造技術及び販売方法の習得 (4) ホームページ開設 (5) マスコミ等への宣伝 (6) 都市の農山村の交流イベント等の開催 (7) 市民農園、観光農園、体験農園等の開設のための調査・研究等 (8) 環境教育等学校教育等との連携のための調査・研究等 (9) その他必要な活動	当該活動に要する経費の2分の1以内		